

【第7次鹿本地域保健医療計画（案）】

第2章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供

第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進

第1項 医療機能の適切な分化と連携

良い現状

医療資源のうち、人口10万対の数を全国及び県全域と比較すると、鹿本地域では、診本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を見据え、急増することが見込まれる医療や介護の需要に対応するため、将来の目指すべき医療提供体制の姿とその実現に向けた施策の方向性を示した熊本県地域医療構想を平成29年3月に策定しました。

- 地域医療構想では、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとに2025年における医療需要や病床の必要量(必要病床数)を推計しています。
- 鹿本地域では、2025年における医療機能で、急性期、慢性期の病床については充足が見込まれます。(P8 地域医療構想における2025年の病床数・在宅医療等の必要量の推計「表2」参照)
- 医療資源のうち、人口10万対の数を全国及び県と比較すると、鹿本地域では、診療所数及び有床診療所数が上回っています。

[図表1] 人口10万対医療施設数及び病床数

	病院	診療所	有床診療所	歯科診療所	病床数
鹿本地域	11.6	84.8	25.0	46.2	1629.8
県	12.0	82.3	18.4	47.8	1754.7
国	6.7	79.1	6.6	54.0	1053.0

(「熊本県地域医療構想」平成29年3月策定)

地域の課題

2025年における医療機能のうち、回復期病床等は不足が見込まれるため充足を図る必要があります。(P8 地域医療構想における2025年の病床数・在宅医療等の必要量の推計[表2]参照)

2025 年における医療機能のうち、高度急性期の病床については、他地域との体制構築を図る必要があります。

鹿本地域の 5 疾病・5 事業〔注 1〕に係る拠点病院及びかかりつけ医を支援する地域支援病院の特性を活かしつつ、各医療機関との連携体制の強化・充実を図る必要があります。

[図表 59-04 鹿本構想区域の 5 疾病に係る拠点病院及び地域医療支援病院（平成 28 年 10 月末現在）]

No.	医療機関名	病床数 (一般+療養)	がん診療連携拠点病院		脳卒中 急性期 拠点病院 (2)	急性心筋梗塞 急性期 拠点病院	地域医療 支援病院 (1)
			国指定	県指定 (1)			
1	山鹿市民医療センター	197		●			●
2	保利病院	120			●		
3	山鹿中央病院	120			●		

[図表 60-04 鹿本構想区域の 5 事業に係る拠点病院（平成 28 年 10 月末現在）]

No.	医療機関名	病床数 (一般+療養)	〈二次救急〉 病院群輪番 及び救急告示 (5)	地域災害 拠点病院 (1)	へき地医療 拠点病院	地域周産期 中核病院	小児救急 医療 拠点病院
1	山鹿市民医療センター	197	●	●			
2	保利病院	120	●				
3	山鹿中央病院	120	●				
4	三森循環器科・呼吸器科病院	58	●				
5	大橋通クリニック	19	●				

（「熊本県地域医療構想」平成 29 年 3 月策定）

鹿本地域における医療資源のうち、人口 10 万人対の歯科診療数は 46.2 で、県(47.8)、国(54.0)を下回っており、病院数(11.6)及び病床数(1629.8)も県の病院数(12.0)及び病床数(1754.7)より下回っています。（[図表 1]参照）

本県では、ICT（情報通信技術）を活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設・事業所など関係機関をネットワークでつなぐ「くまもとメディカルネットワーク」〔注 2〕の運用を平成 27 年 12 月から開始していますが、鹿本地域においては、平成 28 年度現在での加入施設数は 1 か所であり、ネットワークへの加入が進んでない状況です。

## 目指す姿

県民が安心して暮らしていける地域を目指し、患者ニーズや医療提供体制を踏まえ、医療機能の分化・連携を協議し、患者の状態に応じた医療が鹿本地域で安定的かつ継続的に提供できるようにします。

## 施策の方向性

- 1 病床機能報告の確実な実施に向けた啓発  
医療の適切な分化と連携の基礎となる病床機能報告の確実な実施に向けて、医療機関への周知、啓発を実施します。
- 2 医療機関の役割分担と相互の連携  
地域医療構想調整会議〔注3〕において、病床機能の分化・連携に係る医療機関の役割の明確化や機能転換などについて協議を行います。  
地域包括ケアシステムの構築を加速するため5疾病・5事業、在宅医療等に係る医療機関の役割分担と連携を推進します。  
医療機関、薬局、介護事業所等に「くまもとメディカルネットワーク」への加入を促す働きかけを行うとともに、関係機関や山鹿市等と連携した住民への広報・啓発を実施します。
- 3 不足する病床機能の整備支援  
地域医療構想調整会議で、不足する回復期病床等の充足に向け、病床機能の分化・転換を図るための検討協議を行います。

## 【具体的な取組み】

実施主体	主な取組み
医師会	<ul style="list-style-type: none"><li>・病床機能を整理し、地域に必要な機能分化・連携が図れるようにします。</li><li>・「くまもとメディカルネットワーク」を推進するため、関係機関と連携し、医療機関、薬局、介護事業所等に加入の働きかけを行います。</li><li>・「かかりつけ医」〔注4〕を定着させるため、かかりつけ医としての役割を果たすと同時に、地域住民への啓発活動をします。</li><li>・登録医制度〔注5〕へ参加する地域医療機関を増やし、自治体病院との連携を推進します。</li><li>・地域連携クリティカルパス〔注6〕の推進のための研修会等を開催します。</li><li>・山鹿地区三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)の連携を図り、機能分担の充実を図ります。</li></ul>

<p>地域医療支援病院 (山鹿市民医療センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院として地域医療機関との更なる連携の強化を図り、共同診療や高度・大型医療機器の共同診療を推進し「かかりつけ医」を支援します。</li> <li>・医療連携の効率化を進めるため、「くまもとメディカルネットワーク」の啓発と推進に努めます。</li> </ul>
<p>歯科医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的医療を実施する病院(熊本大学医学部附属病院、国立病院機構熊本医療センター、伊東歯科口腔病院)との歯科医療機能連携や医科歯科連携の強化を図ります。</li> </ul>
<p>薬剤師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山鹿市民医療センターや医師会等の研修会・講演会に参加し、地域の各科、各分野の専門医師との条項交流を深め、患者や家族の方からの受診相談等の対応時に役立てます。</li> <li>・「くまもとメディカルネットワーク」の加入に向けて、薬局側の参加のハードルの改善を提案していきます。</li> </ul>
<p>看護協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿本地域医療構想調整会議に参加し、収集した情報を協会の活動に反映していきます。</li> <li>・「看護の日」の行事などを通して、医療機関の役割分担や「くまもとメディカルネットワーク」などの情報発信をしていきます。</li> <li>・継続している「まちの保健室」で地域住民への健康相談、介護・看護相談の支援を行っていきます。</li> </ul>
<p>山鹿市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、健康教育を通じて住民への「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及に努めます。</li> <li>・医療・介護の連携推進に向けて、医師会等の関係機関と連携を図りながら、「くまもとメディカルネットワーク」の活用に取り組みます。</li> </ul>
<p>保健所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿本地域医療構想調整会議を開催し、病床機能の分化と連携を促進するため、医療関係者、保険者、山鹿市などで合意形成に向けた協議を行います。</li> </ul>

## 【評価指標】

指標名	現状(平成 28 年度)	目標(平成 35 年度)
「くまもとメディカルネットワーク」に参加している住民数	16 人	増加
回復期病床数	155	増加

### 〔注 1〕 5 疾病・5 事業

医療法により医療計画の記載事項となっている項目で、「5 疾病」とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、「5 事業」とは、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療）を指します。

### 〔注 2〕 くまもとメディカルネットワーク

くまもとメディカルネットワークとは、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設・事業所など関係機関をネットワークでつなぎ、患者や利用者の診療・調剤・介護に必要な情報を共有し、医療や介護サービスに活かすシステムです（URL：<http://kmn.kumamoto.med.or.jp/>）。

### 〔注 3〕 地域医療構想調整会議

2025 年に団塊の世代が 75 歳以上になる高齢社会を迎え、急激な医療・介護ニーズの変化・増大に対応し、将来の医療提供体制を確保するため、医療法に基づき、医療計画の一部として「熊本県地域医療構想」を平成 29 年 3 月に策定しました。本県では、構想推進の中核となる地域医療構想調整会議を構想区域単位及び全県単位で設置しました。

### 〔注 4〕 かかりつけ医

住民 1 人ひとりの生活様式に応じた各種の保健・医療サービスを身近なところで提供する医師、歯科医師をいいます。

### 〔注 5〕 登録医制度

地域医療の質の向上と充実、発展を図るため、自治体病院と地域医療機関が相互に協力し、病院の施設及び情報等の共同利用の促進を図りながら、紹介患者に対して一貫性のある医療を提供することを目的とした制度です。

### 〔注 6〕 地域連携クリティカルパス

クリティカルパスとは、良質な医療を効率的、かつ安全、適正に提供するための手段として開発された診療計画表であり、地域内で各医療機関が共有する、各患者